

練馬区都市計画審議会部会の要綱改正について

1 部会の概要

現在、練馬区都市計画審議会（以下「審議会」という。）には、練馬区まちづくり条例第135条（平成17年12月練馬区条例第95号。以下「まちづくり条例」という。）の規定に基づき、専門的な知識を必要とする案件や住民提案型の案件を審議するため、以下の3つの部会を常設している。

①練馬区都市計画審議会高度地区の許可に関する評価部会（以下「評価部会」という。）

… 練馬区内においては、東京都市計画高度地区(平成20年3月7日練馬区告示第179号)の規定により、建築物の高さの最高限度が定められている。この高さの最高限度は、周辺環境との調和が図られており、市街地環境の整備向上に資する場合、特例として緩和が認められる。その緩和を行う際の審議および評価を行う。

②練馬区都市計画審議会まちづくり・提案担当部会（以下「提案部会」という。）

… 施設管理型地区まちづくり計画などの住民提案型の案件や、区が重点的かつ積極的に特定の地区のまちづくりを進めようとする際に策定する重点地区まちづくり計画などについて審議する。

③練馬区都市計画審議会開発調整担当部会（以下「開発部会」という。）

… 開発事業に係る紛争について調停する。

2 改正理由

練馬区は、平成23年5月1日に景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）に基づく景観行政団体となり、同日、練馬区景観条例（平成23年3月練馬区条例第10号。以下「景観条例」という。）を施行した。これと同時に、まちづくり条例の改正も行い、審議会の所掌事項として、「練馬区景観条例の規定によりその権限に属させられた事項」を追加し、5月1日に施行したところである。

そこで、新たに審議会の所掌とされた景観に関して、建築等の専門的な知識を有する委員で構成される評価部会において調査および審議できるようにするため、評価部会の設置要綱を改正する。

また、評価部会の設置要綱の改正と整合を図るため、提案部会および開発部会の設置要綱についても、条文の構成や文言等の改正を行う。

3 改正の施行日

景観計画施行予定日である平成 23 年 8 月 1 日に施行する。

4 主な改正点

評価部会	提案部会	開発部会
<p>①部会の名称を「練馬区都市計画審議会高度地区評価・景観部会(以下「評価・景観部会」という。)」に変更する。</p> <p>②部会の設置について規定した第 1 条から、所掌事項に関する部分を整理するため第 2 条として分離する。また、所掌事項として、景観条例に基づく行為の届出に関する調査および審議を追加する。</p> <p>③委員の指名等の手続について、審議会の委員である評価部会の委員と特別委員の手続の違いを明確化する。</p> <p>④文言整理</p>	<p>①部会の設置について規定した第 1 条から、所掌事項について規定した第 2 条と重複する部分を削除する。</p> <p>②委員の指名等の手続について、審議会の委員である提案部会の委員と特別委員の手続の違いを明確化する。</p> <p>③文言整理</p>	<p>①部会の設置について規定した第 1 条から、所掌事項に関する部分を整理するため第 2 条として分離する。</p> <p>②委員の指名等の手続について、審議会の委員である開発部会の委員と特別委員の手続の違いを明確化する。</p> <p>③文言整理</p>

5 評価・景観部会への検討依頼等の手続

区長は、法第 16 条第 1 項および景観条例第 10 条に基づき提出された建築等の届出に対する勧告（以下「勧告」という。）を行う場合、あらかじめ審議会の意見を聴取したうえ、届出から 30 日以内（特定届出対象行為で合理的理由がある場合は 90 日以内）に行わなければならない。

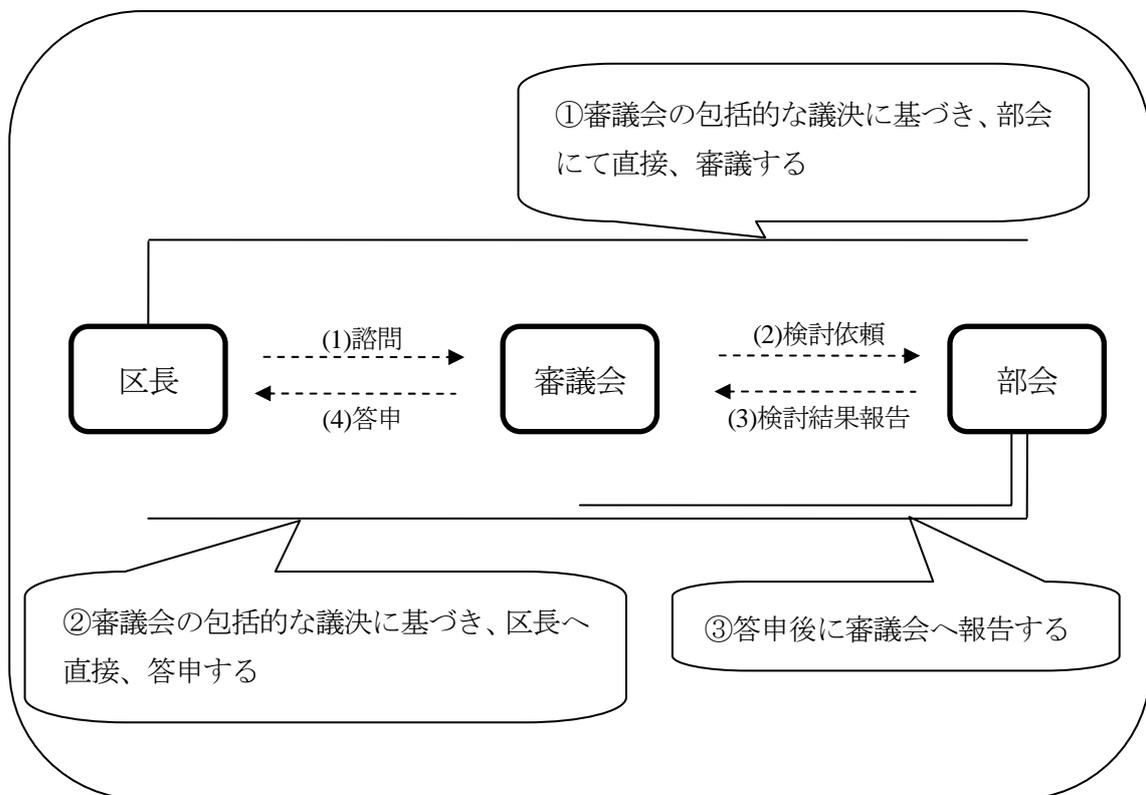
しかし、案件ごとに審議会の議決を経なければ、部会への検討依頼または区長への答申が実施できないとなると、勧告に関する審議が著しく停滞し、区民等の利益を損なうおそれがある。そこで勧告に関しては事後に審議会へ報告することを条件として、評価・景観部会において直接、審議および答申することを、あらかじめ審議会で包括的に議決する。この議決に基づき、評価・景観部会は、区長

から直接、諮問を受けて審議し、直接、区長へ答申する。答申した内容については、答申後に開催される審議会において報告する。

また、法第17条第1項および景観条例第15条に基づく特定届出対象行為に対する変更命令等ならびに同条例第16条に基づく大規模建築物の建築等に係る事前協議の手続についても、迅速に対応する必要があるため、同様とする。

なお、部会が直接、審議・答申することを包括的に議決するが、日程的に可能な案件については、部会への検討依頼または区長への答申について審議会でも個別に議決するものとする。

【評価・景観部会への検討依頼等の手続イメージ図】



6 添付資料

- | | |
|------------------------------------|----------|
| (1) 練馬区都市計画審議会 部会委員名簿 | P. 4 |
| (2) 練馬区都市計画審議会高度地区評価・景観部会設置要綱 (案) | P. 5～7 |
| (3) 練馬区都市計画審議会まちづくり・提案担当部会設置要綱 (案) | P. 9～10 |
| (4) 練馬区都市計画審議会開発調整担当部会設置要綱 (案) | P. 11～12 |

練馬区都市計画審議会高度地区評価・景観部会設置要綱（案）

（部会の設置）

第1条 練馬区まちづくり条例施行規則（平成18年3月練馬区規則第26号）第78条第1項の規定に基づき、練馬区都市計画審議会（以下「審議会」という。）に練馬区都市計画審議会高度地区評価・景観部会（以下「評価・景観部会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 評価・景観部会の所掌事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 東京都市計画高度地区(平成20年3月7日練馬区告示第179号)の規定による建築物の高さの最高限度の許可（以下「高さの最高限度の許可」という。）に関する区長からの意見照会について審議し、および評価し、回答すること。
- (2) 練馬区景観条例（平成23年3月練馬区条例第10号。以下「景観条例」という。）第14条第1項、第15条および第17条第2項の規定により、審議会に付された区長からの意見照会について、調査し、および審議し、回答すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、東京都市計画高度地区および景観条例第10条の規定による行為の届出に関する事項について、審議会の議決により、調査し、および審議し、回答すること。

（評価・景観部会の組織）

第3条 評価・景観部会は、次条第1項の規定により任命された委員および練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号。以下「まちづくり条例」という。）第135条第3項に規定する特別委員（以下「特別委員」という。）おおむね7人程度をもって組織する。

2 評価・景観部会の委員は、都市計画、建築、景観、法律等に優れた経験と知識を有する者により組織する。

（評価・景観部会の委員の指名等）

第4条 審議会の委員である評価・景観部会の委員は、まちづくり条例第135条第2項の規定に基づき審議会の会長が指名する。

2 特別委員は、まちづくり条例第135条第4項の規定により区長が委嘱する。

(評価・景観部会の委員の任期)

第5条 評価・景観部会の委員の任期はつぎのとおりとし、第2号に掲げる評価・景観部会の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 審議会の委員である評価・景観部会の委員 審議会の委員の任期
- (2) 特別委員 2年以内で審議会の会長が指定する期間

2 評価・景観部会の委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(部会長および副部会長)

第6条 評価・景観部会に部会長および副部会長を各1人置く。

- 2 部会長および副部会長は、評価・景観部会の委員のうちからそれぞれ評価・景観部会の委員の互選により定める。
- 3 部会長は、評価・景観部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(評価・景観部会の会議)

第7条 評価・景観部会は、部会長が招集する。

- 2 評価・景観部会は、評価・景観部会の委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 評価・景観部会の議事は、出席した評価・景観部会の委員の3分の2以上をもって決する。

(報告)

第8条 評価・景観部会は、第2条第1号および第2号に規定する回答をしたときは、その内容、審議の経過等について、審議会に報告しなければならない。

(意見聴取等)

第9条 評価・景観部会は、所掌事項の処理のため必要があると認めるときは、以下の者に対して、評価・景観部会への出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。

- (1) 練馬区(以下「区」という。)に勤務する職員
- (2) 高さの最高限度の許可の申請者
- (3) 景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第16条第3項の規定による勧告をしようとする者
- (4) 法第17条第1項または同条第5項の規定による必要な措置を命じようとする者

(5) 景観条例第16条の規定による事前協議をした者

(6) 前各号に掲げる者のほか評価・景観部会が必要と認める者

(会議の公開)

第10条 評価・景観部会の会議は、公開とする。ただし、評価・景観部会の議決があつたときは、非公開とすることができる。

(幹事)

第11条 評価・景観部会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、区に勤務する職員のうちから、区長が任命する。

3 幹事は、会務について、部会長および評価・景観部会の委員を補佐する。

(庶務)

第12条 評価・景観部会の庶務は、環境まちづくり事業本部都市整備部において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に規定するもののほか、評価・景観部会の運営について必要な事項は、評価・景観部会が定める。

付 則

この要綱は、東京都市計画高度地区の告示の日から施行する。

付 則(平成23年6月 日23練都計審第 号)

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

練馬区都市計画審議会まちづくり・提案担当部会設置要綱（案）

（部会の設置）

第 1 条 練馬区まちづくり条例施行規則（平成 18 年 3 月練馬区規則第 26 号）第 78 条第 1 項の規定に基づき、練馬区都市計画審議会（以下「審議会」という。）に練馬区都市計画審議会まちづくり・提案担当部会（以下「提案部会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 提案部会の所掌事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 練馬区まちづくり条例（平成 17 年 12 月練馬区条例第 95 号。以下「条例」という。）の規定により部会の権限に属させられた事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、都市計画およびまちづくりに関する事項について、審議会の議決により調査し、および審議し、回答すること。

（提案部会の組織）

第 3 条 提案部会は、次条第 1 項の規定により任命された委員および条例第 135 条第 3 項に規定する特別委員（以下「特別委員」という。）おおむね 10 人程度をもって組織する。

2 提案部会の委員は、学識経験のある者、住民の代表者、まちづくり活動を行っている団体からの推薦を受けた者等により組織する。

（提案部会の委員の指名等）

第 4 条 審議会の委員である提案部会の委員は、条例第 135 条第 2 項の規定に基づき審議会の会長が指名する。

2 特別委員は、条例第 135 条第 4 項の規定により区長が委嘱する。

（提案部会の委員の任期）

第 5 条 提案部会の委員の任期はつぎのとおりとし、第 2 号に掲げる提案部会の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 審議会の委員である提案部会の委員 審議会の委員の任期
- (2) 特別委員 2 年以内で審議会の会長が指定する期間

2 提案部会の委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

（部会長および副部会長）

第 6 条 提案部会に部会長および副部会長を各 1 人置く。

2 部会長および副部会長は、提案部会の委員のうちからそれぞれ提案部会の委

員の互選により定める。

3 部会長は、提案部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(提案部会の会議)

第7条 提案部会は、部会長が招集する。

2 提案部会は、提案部会の委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 提案部会の議事は、出席した提案部会の委員の3分の2以上をもって決する。

(報告)

第8条 提案部会は、第2条第1号に規定する事項について、区長の諮問に応じて答申をしたときは、その内容、経過等について、審議会に報告しなければならない。

(意見聴取等)

第9条 提案部会は、所掌事項の処理のため必要があると認めるときは、練馬区(以下「区」という。)に勤務する職員その他の関係人に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(会議の公開)

第10条 提案部会の会議は、公開とする。ただし、提案部会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(幹事)

第11条 提案部会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、区に勤務する職員のうちから、区長が任命する。

3 幹事は、会務について、部会長および提案部会の委員を補佐する。

(庶務)

第12条 提案部会の庶務は、環境まちづくり事業本部都市整備部において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に規定するもののほか、提案部会の運営について必要な事項は、提案部会が定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年1月31日19練都計審第9号)

この要綱は、平成20年1月31日から施行する。

付 則 (平成23年6月 日23練都計審第 号)

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

練馬区都市計画審議会開発調整担当部会設置要綱（案）

（部会の設置）

第 1 条 練馬区まちづくり条例施行規則（平成 18 年 3 月練馬区規則第 26 号）第 78 条第 1 項の規定に基づき、練馬区都市計画審議会（以下「審議会」という。）に練馬区都市計画審議会開発調整担当部会（以下「開発部会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 開発部会は、練馬区まちづくり条例（平成 17 年 12 月練馬区条例第 95 号。以下「条例」という。）第 100 条第 2 項および第 3 項の規定により、審議会に付された調停に関する事項について処理するものとする。

（開発部会の組織）

第 3 条 開発部会は、次条第 1 項の規定により任命された委員および条例第 135 条第 3 項に規定する特別委員（以下「特別委員」という。）おおむね 5 人程度をもって組織する。

2 開発部会の委員は、都市計画、建築、法律等にすぐれた経験と知識を有する者により組織する。

（開発部会の委員の指名等）

第 4 条 審議会の委員である開発部会の委員は、条例第 135 条第 2 項の規定に基づき審議会の会長が指名する。

2 特別委員は、条例第 135 条第 4 項の規定により区長が委嘱する。

（開発部会の委員の任期）

第 5 条 開発部会の委員の任期はつぎのとおりとし、第 2 号に掲げる開発部会の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。ただし、再任を妨げない。

(1) 審議会の委員である開発部会の委員 審議会の委員の任期

(2) 特別委員 2 年以内で審議会の会長が指定する期間

2 開発部会の委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

（部会長および副部会長）

第 6 条 開発部会に部会長および副部会長を各 1 人置く。

2 部会長および副部会長は、開発部会の委員のうちからそれぞれ開発部会の委員の互選により定める。

- 3 部会長は、開発部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(開発部会の会議)

第7条 開発部会は、部会長が招集する。

- 2 開発部会は、開発部会の委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 開発部会の議事は、出席した開発部会の委員の3分の2以上をもって決する。
(報告)

第8条 開発部会は、区長に調停案を送付したときおよび合意が成立する見込みがない旨の通知をしたときは、その内容、調停の経過等について、審議会に報告しなければならない。

(意見聴取等)

第9条 開発部会は、所掌事項の処理のため必要があると認めるときは、練馬区(以下「区」という。)に勤務する職員その他の関係人に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(会議の公開)

第10条 開発部会の会議は、公開とする。ただし、開発部会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(幹事)

第11条 開発部会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、区に勤務する職員のうちから、区長が任命する。
- 3 幹事は、会務について、部会長および開発部会の委員を補佐する。

(庶務)

第12条 開発部会の庶務は、環境まちづくり事業本部都市整備部において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に規定するもののほか、開発部会の運営について必要な事項は、開発部会が定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年1月31日 19練都計審第9号)

この要綱は、平成20年1月31日から施行する。

付 則 (平成23年6月 日 23練都計審第 号)

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。